

神川町水道水質事故対応マニュアル

令和5年4月
神川町上下水道課

1 目 的

神川町の水道において水質事故が発生した場合の緊急措置、応急給水及び県水受水対応について適切に行うことにより、通常給水の早期回復を進め、住民の安全を確保することを目的とする。

2 水道の概要

項 目	上水道	簡易水道			
		阿久原	矢納	高・浜	住居野
行政区域内人口	14,110				
給水人口	11,671	712	50	40	15
一日最大給水量	8,700	700	70	21	15
組織概要	水道事業管理者（町長 1）・水道課（中央浄水場） 課長 1 課長補佐 1 主任 1 主事 2				
職員数	5 名				

3 配備体制

神川町水道水質事故対応マニュアルに基づき、あらかじめ職員の配備体制は、水質事故の種類に応じ、次のとおり定める。

この表で定める要員は、必要の都度、速やかに配置する。

神川町水道水質事故		要 員
県水の水質異常	受水量の減少、圧力低下 送水停止 原虫類検出、水質基準等の超過	1 人 最大 4 人
自己水の水質異常	取水制限 取水停止 浄水停止、給水停止 原虫類検出、水質基準等の超過	1 人 最大 4 人

4 緊急時の情報伝達先

連 絡 先	所 属	電 話 番 号
埼玉県保健医療部 生活衛生課	水道担当	048-830-3616
埼玉県行田浄水場		048-559-3660
県企業局 水道企画課	業務・営業担当 (受水量の変更)	048-830-7055
県企業局 水道管理課	水運用・省エネ担当 (増圧の依頼)	048-830-7071
児玉警察署	地域課	0495-72-0110 (代)
児玉郡市広域消防本部	神川分署 神泉分署	0495-77-2086 0274-52-3409
行政区長 (防災行政無線)	総務課 防災環境課	0495-77-2111 (代) 0495-77-2124

5 水道水質事故の想定

項 目	想定される事態	想定される影響
県水の異常	通常どおり受水可能な場合	以後の状況変化
	行田浄水場の送水減圧・減量	受水量の減少、減断水
	行田浄水場の送水停止	受水の停止、減断水
	原虫類検出、放射能の基準超過等	飲用の摂取制限
自己水の異常	水質異常等	浄水制限又は停止、減断水

6 水質事故時の対応

(1) 県水の水質異常

県水について緊急連絡は次のとおりとする。

- A 県行田浄水場から水質異常情報（FAXまたは無線）が入ったとき**
B 夜間及び休日に県企業局水道管理課長から神川町水道課長あて電子メールにより水質異常の情報が入ったとき
C 電話及びFAXの回線不通時に水質異常情報の連絡が入ったとき

(ア) 何らかの水質異常はあるが、通常どおり受水可能な状態

- ① 「県企業局水道関係危機管理マニュアル 第7項水質異常時行動指針（情報連絡を行う各水質項目の濃度等の目安は表 2-2-3）」に基づき、行田浄水場から連絡FAXを受ける。
(ただし、水質基準以内であり、減断水しない場合。)
- ② 必要な場合は、受信確認の連絡をする。(要・不要は連絡FAXに記載)
- ③ 緊急連絡表に基づき関係者に連絡する。
- ④ 水道情報通信ネットワークを閲覧し状況確認を行う。
- ⑤ 必要に応じて水質検査を行う。

- ⑥ 今後の県行田浄水場からの情報（続報）に注意する。

（イ）県水が減量する場合

- ① 「県企業局 水道関係危機管理マニュアル」に基づき、県行田浄水場から送水量減量の連絡を受ける。
夜間及び休日の場合は、県企業局水道管理課長より神川町水道課長あて電子メールで送水量減量の連絡を受ける。
- ② 受信確認の連絡をする。
- ③ 緊急連絡表に基づき関係者に連絡する。
- ④ 水道情報通信ネットワークを閲覧し状況確認を行う。
- ⑤ 必要に応じて水質検査を行う。
- ⑥ 配水池の運用方法、配水系統の切り替え及び配水調整の検討を行う。
- ⑦ 自己水（井戸水）を増量可能な量を確認して必要量を増量する。
中央浄水場の井戸水を増量する。
- ⑧ 状況が悪化し、県水が断水する場合に備え次の措置を準備する。
- 1) 町民への減断水の広報（防災行政無線）
 - 2) 給水車等による臨時給水

（ウ）県水が停止する場合

- ① 「県企業局 水道関係危機管理マニュアル」に基づき、県行田浄水場から送水停止の連絡を受ける。
夜間及び休日の場合は、県企業局水道管理課長より神川町水道課長あて電子メールで送水停止の連絡を受ける。
- ② 受信確認の連絡をする。
- ③ 緊急連絡表に基づき関係者に連絡する。
- ④ 水道情報通信ネットワークを閲覧し状況確認を行う。
- ⑤ 県水受水弁を閉じる。
- ⑥ 断水しないよう自己水（井戸水）を確保する。
断水する区域の町民への広報を行う。
医療施設及び大口需要者へ情報提供を行う。
断水する区域への給水車等による臨時給水を行う。
中央浄水場の井戸水を増量する。
- ⑦ 県行田浄水場から送水再開の連絡を受けたとき。
- ⑧ 県水受水弁を開ける。
- ⑨ 町民への広報を行う。

（エ）飲用の摂取制限の連絡が入った場合

原虫類（クリプトスポリジウム等）が検出された場合や、放射能が基準を超えた場合 等。

- ① 「企業局 水道関係危機管理マニュアル」に基づき、県行田浄水場から連絡

を受ける。

夜間及び休日の場合は、県企業局水道管理課長より神川町水道課長あて電子メールにより連絡を受ける。

- ② 受信確認の連絡をする。
- ③ 緊急連絡表に基づき関係者に連絡する。
- ④ 摂取制限（煮沸勧告等）について町民への広報を行う。

（オ）行動フロー（県水の水質異常）

- A 県行田浄水場から水質異常情報（FAXまたは無線）が入ったとき**
B 夜間及び休日に県企業局水道管理課長から神川町水道課長あて電子メールにより水質異常情報が入ったとき
C 電話及びFAXの回線不通時に水質異常情報連絡が入ったとき



県行田浄水場の連絡（続報）を確認する
水道情報通信ネットワークにより県行田浄水場の送水量、送水圧力及び
残留塩素等の状況を確認する



緊急配備体制により職員の招集及び緊急連絡網により連絡する



県水水質異常による県水受水量の減量または停止

NO

YES

- ① 県水の減量または停止に備え
自己水の増量を検討する
 - ② 必要に応じて町民へ情報を提
供する
 - ③ 必要に応じて水質検査を行う

- ① 県水受水量の減量または停止
 - ② 自己水の増量を検討する
 - ③ 配水池の容量確認。何時間持つか
 - ④ 必要に応じて町民、医療施設、大口利用
者へ情報を提供する
 - ⑤ 断水発生時は、給水車による臨時給水を行
う
 - ⑥ 県水減量時に必要に応じて水質検査を行
う

（カ）県水の水質異常時の確認事項

- ① 発生日

- ② 発生個所
- ③ 発生状況
- ④ 県水受水弁の開閉状況を確認する
- ⑤ 神川町中央浄水場の浄水池の容量を確認する
- ⑥ 自己水の増量を検討する
- ⑦ 対応状況を時系列に記録する
- ⑧ 対応者

(2) 自己水（井戸水、表流水または伏流水）の水質異常の場合

(ア) 安全な自己水の増量で対応できる場合

他系列の自己水の水質に異常ないことを確認のうえ増量する。

(イ) 自己水に異常が生じ、県水の増量が必要となった場合

- ① 平日の場合
 - 1) 県企業局 水道企画課へ県水の増量を依頼し了解を得る。
 - 2) 県行田浄水場へ連絡して増量の詳細について打ち合わせる。
(例：○日○時から、○○m³ ×○○時間 増量)
- ② 夜間及び休日の場合
 - 1) 県行田浄水場へ連絡して増量を依頼し詳細について打ち合わせる。
(例：○日○時から、○○m³ ×○○時間 増量)
 - 2) 後日、県企業局水道企画課長へ増量した旨を連絡する。

7 その他

水質異常以外の事故事象の対応例について次に示す。

(1) 配水施設の不具合

(ア) 水道の配水施設に異常が生じ、県水の増量が必要となった場合

- ① 平日の場合
 - 1) 県企業局水道企画課長へ県水の増量を依頼し了解を得る。
 - 2) 県行田浄水場へ連絡して増量の詳細について打ち合わせる。
(例：○日○時から、○○m³ ×○○時間の増量)
- ② 夜間及び休日の場合
 - 1) 県行田浄水場へ連絡して増量を依頼し詳細について打ち合わせる。
(例：○日○時から、○○m³ ×○○時間の増量)
 - 2) 後日、県企業局水道企画課長へ増量した旨を連絡する。

(イ) 送水ポンプ等の故障により送水できない場合

- ① 平日の場合
 - 1) 企業局 水道管理課へ連絡して直送を依頼する。
 - 2) 県行田浄水場と連絡をとり直送が可能であるかについて調整する。
- ② 夜間及び休日の場合
 - 県行田浄水場へ連絡して直送を依頼し調整する。

8 補足事項

神川町の災害対策について

災害などによる水道の被害は生活や企業活動に大きく影響します。

神川町上下水道課では、災害などによる生活や企業活動への影響を最小限にとどめ、水道が早期に安定かつ安全に供給できるよう対策の強化充実に努めています。

応急給水、応急復旧、危機管理対策について

災害時の応急給水や応急復旧を迅速に実施するため、水道危機管理マニュアルに基づき体制の整備や資機材の備蓄、訓練の実施、関連部署などとの調整を行うとともに周辺自治体などとの連携の継続強化を図り、相互応援体制の構築に努めています。

町民の皆さんへのお願い

地震などの災害が発生した場合、町では必要な水の確保と供給に最善を尽くしますが、資材や人員にも限りがある中、復旧には一定の時間がかかることが想定されます。その間、ご自身やご家族の命や生活を守るためには、みなさん自身による水の確保（自助）や近隣の方々との協力（共助）が非常に重要です。日頃から災害に対する準備をお願いします。

家庭、事業所での飲料水の備蓄について

家庭や事業所では、1人1日3リットル、7日分を目安に飲料水の備蓄をお願いします。受水槽のある集合住宅や事業所などでは、災害時における受水槽の活用方法についても検討してください。

飲料水の備蓄方法について

最初によく手を洗う。手にはたくさんの細菌がついていますので、きれいに洗ってから作業をしてください。密閉できる容器を用意し、水道水でよく洗浄する。容器は持ち運びができる大きさ（10リットル程度）が適当です。水は1リットル=1kgとなるため、大きすぎると持ち運びや水の交換がしにくくなります。空気が中に残らないように口元いっぱいまで水道水を入れ、しっかりと蓋を閉める。空気が残っていると空気中の細菌で汚染される心配があります。直接日光の当たらない涼しい場所に保管する。保存の目安期間は保存状態や季節などの状況により変動しますが、7日程度が目安です（夏場など保管場所が高温になる場合は短くなりますのでお気を付けください）。

注意事項

水道水をそのまま入れてください（沸騰したり浄水器を通すと、塩素による殺菌効果がなくなります）。保存期間が過ぎたものは、掃除や洗濯、庭木の水やりなどの雑用水として使用してください。備蓄した水を飲むときは、殺菌が入らないよう、直接口を付けずに、コップなどに注いでから飲んでください。

生活用水の確保について

断水したときは、飲料水だけでなく、トイレなどに使用する生活用水も必要になります。お風呂の残り湯があれば、生活用水として使用できるとともに、万が一火災が発生した場合には、消火栓としても使用することができますので、お湯を入れ直すまでお風呂の残り湯を捨てずにため置きしておくなど生活用水の確保をお願いします。

注意事項

お風呂のため置きは、小さなお子さんの事故に十分注意してください。停電などで下水道施設の使用が制限されている場合には、水洗トイレを使用しないでください。給湯器などを備えたご家庭では、停電時における貯湯タンクの水の利用方法も事前に確認しておいてください。

集合住宅などでの断水の備えについて

建物に受水槽を設置している集合住宅（アパート、マンションなど）やビル建物などは、建物専用のポンプで各部屋まで給水されています。停電によりポンプが停止してしまうと、水が出なくなってしまうます。停電に備えて、飲料水などの確保をお願いします。

水道管の凍結対策について

朝の冷え込みが厳しいとき（目安はマイナス4℃以下）や、気温が上がらない日が続いたりすると、水道管が凍結しやすくなり、水が出なくなったり、管が破裂して水が漏れてしまうことがあります。寒波が来る前に、水道管にも凍結対策をお願いします。

災害時は蛇口も閉めましょう

地震や停電などで断水になり、再び水道が復旧したときに家の中が水浸しになるのを防ぐため、蛇口から水が出なくなったら、忘れずに蛇口も閉めておいてください。

ポリタンクなどの容器の準備

応急給水を受ける際に、ポリタンクなどの容器があると役に立ちます。あらかじめ持ち運びしやすい大きさの容器を準備しておきましょう。

水道施設耐震化について

災害に強い水道施設の耐震化を進めています。

平成 23 年 10 月 3 日に「水道法施行規則の一部を改正する省令」が公布され、水道事業者が水道の需要者に対して、水道施設の耐震性能及び耐震性の向上に関する取組等の状況を毎年一回以上、情報提供することが義務づけられました。この改正に伴い、神川町における取組についてお知らせします。水道施設は、町民生活や町機能にかかせないライフラインであり、地震などの災害時においても給水機能が確保され、断水による社会経済や町民生活への影響を最小限にとどめることが重要です。神川町では、安全な水を安定して供給するために、管の取換や地震災害に対する耐震化などの施設整備を進めています。

管路の耐震化について

震災時などの緊急輸送路に該当する路線など重要管路について、優先的に耐震化を図っています。また、老朽化管路の更新計画と一体的に整備を進めています。

施設の耐震化について

既存の主要な配水池は耐震診断の結果、耐震性能を有することを確認しており、災害時の飲料水の確保を図っています。また、配水施設は水道水を供給するための重要な施設であり、地震などの災害時においても緊急給水を確保できるよう整備することが必要です。そのため神川町では、町内 5 箇所ある浄水場の配水施設について耐震診断を行い耐震性能を把握し、計画的な耐震化を進めていきます。

※配水施設とは・・・

水道使用量は一日の中でも時間帯によって違い、また季節によっても変わってきます。配水施設は配水池で水道水を貯め、配水ポンプで加圧して送水する施設で、水道使用量が多くなる時間帯でも、安定して水を供給するための施設です。

貯水槽水道の管理について

貯水槽水道とは

マンションやビルのように水道事業者から供給される水道水を、受水槽に貯めた後に

各住居や事業所等に水道水を供給する給水施設を「貯水槽水道」と呼びます。
貯水槽水道のうち、受水槽の有効容量が 10 立方メートルを超えるものを「簡易専用水道」と呼び、水道法により管理が義務付けられています。また、受水槽の有効容量が 10 立方メートル以下のものを「小規模貯水槽水道」と呼び、簡易専用水道に準じた管理が必要になります。

定期検査の受検

1 年に 1 回、厚生労働大臣の登録を受けた機関の検査を受けることが水道法により義務付けられています。検査機関から衛生上問題のある旨の指摘を受けた場合は、直接、町に報告、または検査機関に報告の代行を依頼してください。

水槽の清掃について

1 年に 1 回、水道（受水槽、高置水道）の清掃を行わなければなりません。
清掃は、水槽壁面の掃除や内部の消毒等を行います。専門的な知識や技術が必要となるため、建築物衛生法に基づく知事等の登録を受けた建築物飲料水貯水槽清掃業者を活用することが望ましいとされています。

水質検査について

水が安全であることを確認するため、専門の水質検査機関等に水質検査を依頼し、水の色、濁り、臭い、味に異常がないか確認してください。なお、採水に当たっては水質検査機関指定の採水容器を使用してください。

施設点検について

有害物や汚水などによって水が汚染されていないか、水槽などを定期的に点検してください。地震や大雨などがあった場合は、水槽の破損や汚染が発生するおそれがあります。速やかに点検し、安全を確認してください。

書類の整理保存について

適正な管理を行うために、施設の配置・給水系統などの図面、受水槽・高置水槽の清掃記録及び定期検査に関する書類は整理保存してください。書類の保存期間は、設備の配置・給水系統などの図面は永年、その他の管理記録は 5 年です。

※小規模貯水槽水道の設置者についても、安心して飲める水を確保するために、これに準じた管理に努めてください。

貯水槽水道の検査機関について

汚染事故が発生した場合

水質に異常があると分かったときは、次の措置をとってください。

水質に異常を認めたときは、速やかに水質基準のうち必要な項目について水質検査を行うこと。

給水された水により健康を害するおそれがあると分かったときは、直ちに給水を停止し、利用者に連絡すること。

※水質事故や異常が発生した場合は、神川町上下水道課に連絡をお願いします。

神川町役場上下水道課

TEL 0 4 9 5 — 7 7 — 3 7 8 1